

別記様式第1号（第2条関係）

職員の任免及び職員数に関する状況報告書

1 職員の採用状況（平成26年度） （単位：人）

区 分	試 験	選 考	合 計
一般行政職	4	0	4
事務職	4	0	4
技術職	0	0	0

2 退職の状況（平成26年度） （単位：人）

区 分	定 年 退 職	早 期 退 職	そ の 他						合 計
			普通 退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	任期 満了	
一般行政職	7	1	1	0	0	0	0	0	9

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法（昭和26年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職
- (2) 早期退職 任免権者が行う定年前早期退職募集に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

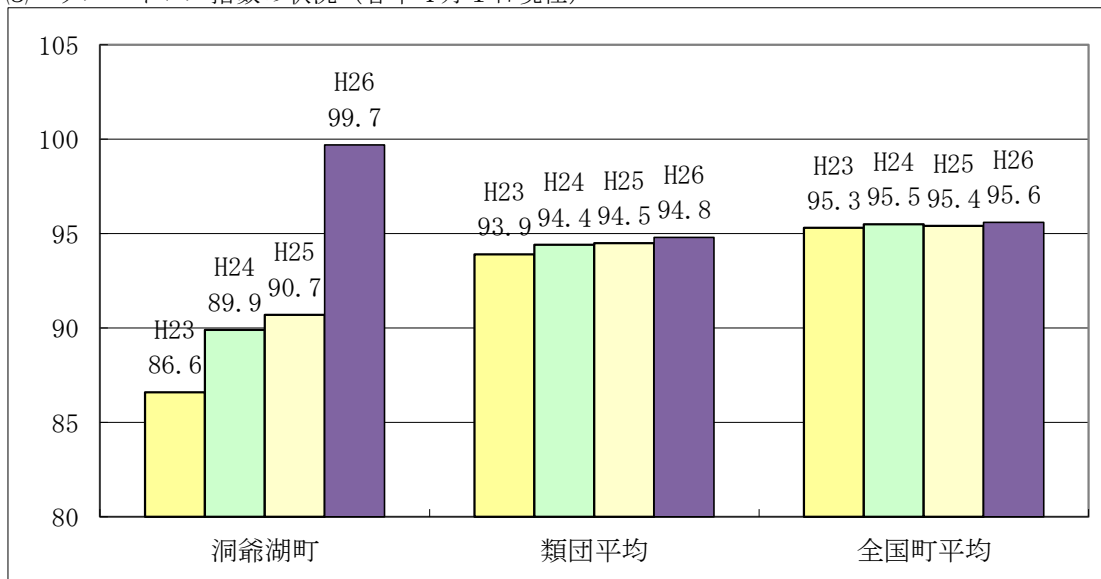
区分	住民基本 台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
25年度	人 9,783	千円 7,320,731	千円 186,502	千円 1,429,244	% 19.5%	% 19.1%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 143	千円 553,230	千円 104,471	千円 219,596	千円 877,297	千円 6,135	千円 5,490

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 (注) 2 職員数は、4月1日現在の職員数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 (注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 (注) 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成25年度末をもって独自削減を終了したため。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A - B	勧 告 (改定率)		
26年度	—	—	—	—	0.27%	0.27%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A - B	勧 告 (改定月数)		
26年度	—	—	—	—	4.10月	4.10月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、据え置き。高齢層については、最大4%の引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 給与法に定める割合により支給。(平成26年度の支給実績なし)
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当、通勤手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

平成25年度における独自削減の内容
給料月額平均8.2%の削減、管理職手当の15%削減等

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
洞爺湖町	44.5歳	339,634円	399,747円	376,736円
北海道	45.4歳	333,403円	400,662円	377,386円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.6歳	310,381円	354,449円	336,306円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		洞爺湖町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200円	170,716円	172,200円
	高校卒	140,100円	139,258円	140,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

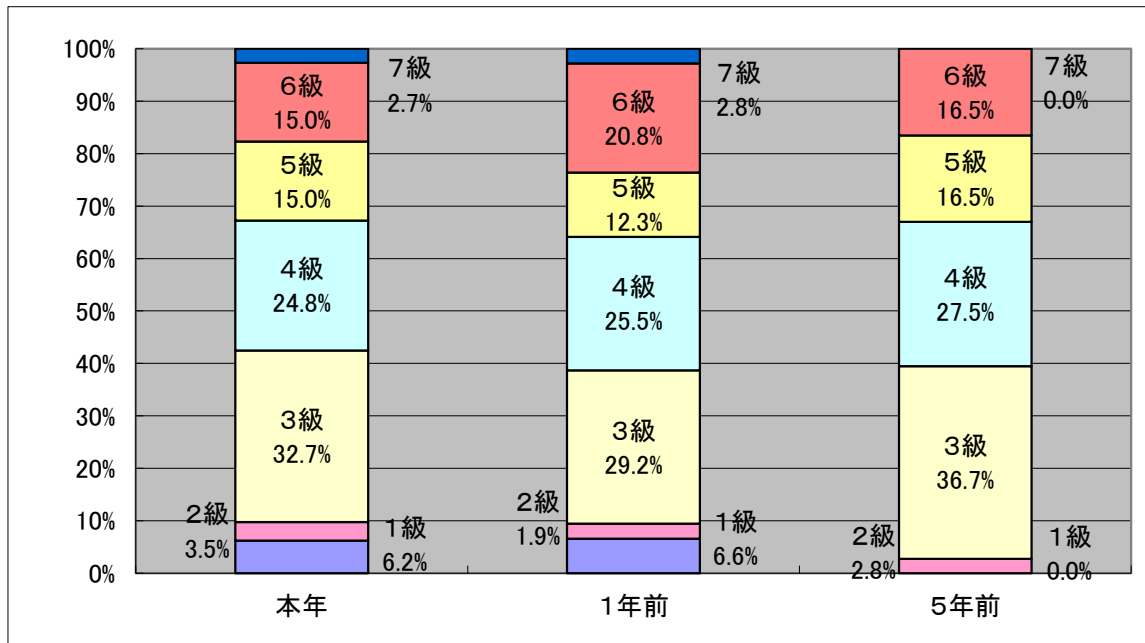
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	289,100円	341,400円	364,500円
	高校卒	該当なし	278,050円	314,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	係員の職務	7人	6.2%	135,600円	243,700円
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	4人	3.5%	185,800円	307,800円
3級	主任の職務	37人	32.7%	222,900円	354,700円
4級	係長の職務	28人	24.8%	261,900円	388,300円
5級	課長補佐の職務	17人	15.0%	289,200円	400,600円
6級	課長の職務、次長の職務	17人	15.0%	320,600円	422,600円
7級	部長の職務	3人	2.7%	366,200円	456,200円

(注) 1 洞爺湖町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成24年に6級制から7級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

今後、人事評価結果に基づいた昇給の仕組みを整備する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

洞爺湖町		北海道		国	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)		—	
1,535千円		1,521千円			
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月	1.35月	2.60月	1.35月	2.60月	1.35月
(1.45月)	(0.65月)	(1.45月)	(0.65月)	(1.45月)	(0.65月)
(加算の措置状況)		(加算の措置状況)		(加算の措置状況)	
職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~15%		職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%		職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

洞 爺 湖 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月	27.025月	勤続20年	21.62月	27.025月
勤続25年	30.82月	36.57月	勤続25年	30.82月	36.57月
勤続35年	43.70月	52.44月	勤続35年	43.70月	52.44月
最高限度額	52.44月	52.44月	最高限度額	52.44月	52.44月
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	—	21,716千円	(定年前早期退職特例措置 2%~45%加算)		
(定年前早期退職特例措置 2%~45%加算)					

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給額(25年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	0%	0人	0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		99.7 (99.7)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	89,100円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	14,850円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	3.9%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
野犬掃とう手当	従事した職員	野犬の掃とう	日額 300円
特殊作業自動車運転手当	従事した職員	除雪車等の運転	日額 300円
げき薬取扱手当	従事した職員	げき薬の取扱い	日額 750円
害虫駆除手当	従事した職員	害虫の駆除	日額 300円
昇降機点検手当	従事した職員	昇降機の点検	1台 190円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	16,384,072円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	107,789円
支給実績（前年度決算）	16,869,140円
職員1人当たり平均支給年額（前年度決算）	167,021円

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
管理職手当	管理監督の地位にある職員に対し、その職の特殊性に基づき48,900円～74,300円を支給（月額）	同じ		23,059,020円	606,816円
扶養手当	扶養親族1人につき6,500円～13,000円を支給（月額）	同じ		19,587,338円	261,164円
住居手当	借家等に居住する職員に対し27,000円を限度に支給（月額）	同じ		7,905,800円	316,232円
通勤手当	交通機関を利用する職員に対し月額55,000円限度に支給。自家用車等を使用する職員に対し月額2,000円～24,500円を支給	同じ		5,203,500円	71,280円
単身赴任手当	異動等により配偶者と住居を異にする職員に対し月額23,000円を支給	同じ		0円	0円
寒冷地手当	地域、世帯等の区分に応じ月額8,600円～23,360円を11月から3月まで支給	同じ		12,732,948円	83,769円
休日勤務手当	祝日に勤務を命じられた職員に対し、1時間当りの給与額の100/135を支給	同じ		0円	0円
管理職特別勤務手当	土日及び祝日に勤務を命じられた職員に対し、1回6,000円（1回の勤務が6時間を超える場合は9,000円）を支給	異なる		30,000円	10,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	807,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額 850,000円 / 350,000円
	副 町 長	653,000円	675,000円 / 360,000円
報 酬	議 長	284,000円	360,000円 / 205,000円
	副 議 長	233,000円	320,000円 / 164,900円
	議 員	185,000円	300,000円 / 145,500円
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合)	3. 9 5月
	副 町 長	(25年度支給割合)	3. 9 5月
	議 長	(25年度支給割合)	3. 9 5月
	副 議 長	(25年度支給割合)	3. 9 5月
	議 員	(25年度支給割合)	3. 9 5月
退 職 手 当		(算定式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町 長	$807,000円 \times 在職年数 \times 5.216$	16,546,728円 任期毎
	副 町 長	$653,000円 \times 在職年数 \times 3.234$	8,447,208円 任期毎
	備 考		

(注) 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

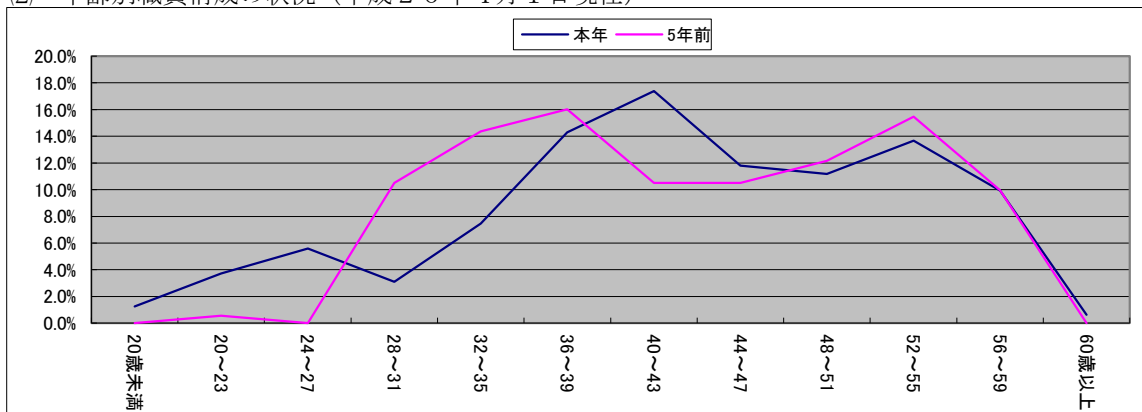
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3人	3人	-	
		総務	34人	33人	△1人	
		税務	6人	6人	-	
		民生	27人	27人	-	
		衛生	16人	16人	-	
		農林水産	6人	6人	-	
		商工	15人	15人	-	
		土木	8人	7人	△1人	
	計	115人	113人	△2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.50人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 101.04人)	
	教育部門	37人	31人	△6人		
小計	152人	144人	△8人	<参考> 人口1万人当たり職員数 147.19人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 124.28人)		
公営企業等 会計部門	水道	5人	4人	△1人		
	下水道	2人	3人	1人		
	その他	10人	10人	-		
	計	17人	17人	-		
合計		169人 [214]	161人 [214]	△8人 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 164.57人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳)以上	計
職員数	2人	6人	9人	5人	12人	23人	28人	19人	18人	22人	16人	1人	161人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	121	117	110	114	116	113	△ 8 (△ 6.61)
教 育	42	41	41	37	37	31	△ 11 (△ 26.19)
消 防	—	—	—	—	—	—	— —
普通会計 計	163	158	151	151	153	144	△ 19 (△ 11.66)
公営企業会計 計	18	19	19	16	17	17	△ 1 (△ 5.56)
総 合 計	181	177	170	167	170	161	△ 20 (△ 11.05)

7 公営企業職員の状況（水道事業）

(1) 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 174,861	千円 6,617	千円 28,870	% 16.51%	% 18.73%

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 5	千円 16,744	千円 5,388	千円 6,738	千円 28,870	千円 5,774	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、3月31日現在の職員数である。

特記事項

給料月額平均8.2%の削減、管理職手当の15%削減等

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
洞爺湖町	44.7歳	349,375円	442,665円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

洞爺湖町		洞爺湖町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（25年度） 1,684千円		1人当たり平均支給額（25年度） 1,535千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当 2.60月	勤勉手当 1.35月	期末手当 2.60月	勤勉手当 1.35月
(加算の措置状況)		(加算の措置状況)	
職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~15%		職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~15%	

② 退職手当（平成26年4月1日現在）

洞 爺 湖 町			洞爺湖町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月	27.025月	勤続20年	21.62月	27.025月
勤続25年	30.82月	36.57月	勤続25年	30.82月	36.57月
勤続35年	43.70月	52.44月	勤続35年	43.70月	52.44月
最高限度額	52.44月	52.44月	最高限度額	52.44月	52.44月
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	0千円	0千円	1人当たり平均支給額	—	21,716千円
（定年前早期退職特例措置 2%～45%加算）			（定年前早期退職特例措置 2%～45%加算）		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給額（25年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	0%	0人	0%

(5) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		0.0%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
野犬掃とう手当	従事した職員	野犬の掃とう	日額 300円
特殊作業自動車運転手当	従事した職員	除雪車等の運転	日額 300円
げき薬取扱手当	従事した職員	げき薬の取扱い	日額 750円
害虫駆除手当	従事した職員	害虫の駆除	日額 300円
昇降機点検手当	従事した職員	昇降機の点検	1台 190円

(6) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	2,816,373円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	704,093円
支給実績（前年度決算）	982,405円
職員1人当たり平均支給年額（前年度決算）	196,481円

(7) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (25年度決算)
管理職手当	管理監督の地位にある職員に対し、その職の特殊性に基づき48,900円～74,300円を支給（月額）	同じ		620,904円	620,904円
扶養手当	扶養親族1人につき6,500円～13,000円を支給（月額）	同じ		715,000円	238,333円
住居手当	借家等に居住する職員に対し27,000円を限度に支給（月額） 持家取得後5年間、月額2,500円支給	同じ		588,000円	294,000円
通勤手当	交通機関を利用する職員に対し月額55,000円限度に支給。自家用車等を使用する職員に対し月額2,000円～24,500円を支給	同じ		24,000円	24,000円
単身赴任手当	異動等により配偶者と住居を異にする職員に対し月額23,000円を支給	同じ		0円	0円
寒冷地手当	地域、世帯等の区分に応じ月額8,600円～23,360円を11月から3月まで支給	同じ		342,380円	85,595円
休日勤務手当	祝日に勤務を命じられた職員に対し、1時間当りの給与額の100/135を支給	同じ		0円	0円
日直手当	日直勤務を命じられた職員に1回4,200円を支給	同じ		0円	0円
管理職特別勤務手当	土日及び祝日に勤務を命じられた職員に対し、1回6,000円（1回の勤務が6時間を超える場合は9,000円）を支給	異なる	支給額を国の半分としている。	0円	0円

別記様式第3号（第2条関係）

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 勤務時間の状況（平成26年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	8:45	17:30	12:00 ～ 13:00	-	土・日

備考1 「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき
条例で定められた職員の勤務時間である。

2 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後
5時30分の時間帯（それに準じた時間帯）に勤務時間が割振られている職
員の勤務時間である。

2 年次休暇の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	一人当たり平均使用日数
5,496日	1,447日	143人	10.1日

備考1 「全期間在職職員数」は、当該年度の全期間在職した職員の合計とし、
当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。

2 「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職
員に付与された日数（前年度からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計であ
る。

別記様式第4号（第2条関係）

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 分限処分の状況（平成26年度） （単位：件）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第1号 第2項第1号	0	0	1	1
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0	0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者		0	0	0	0
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第5条により失職しなかった者		0	0	0	0
合 計		0	0	1	1

備考1 職員のうち、地方公務員法及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第20号）に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

2 懲戒処分の状況（平成26年度） （単位：件）

処分内容	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0	0	0	0	0

別記様式第 5 号（第 2 条関係）

職員のサービスの状況報告書

営利企業等の状況（平成 26 年度）

営利企業等の従事許可申請	申請件数	許可件数
4 件	4 件	4 件

備考 地方公務員法第 38 条及び洞爺湖町職員服務規程（平成 18 年洞爺湖町訓令第 17 号）第 19 条の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

別記様式第6号（第2条関係）

職員の研修及び勤務成績の評定の状況報告書

1 研修の状況（平成26年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
経営能力研修	管理能力研修	管理職員	1	1名
	管理者研修	管理職員	1	2名
専門能力研修	法務基礎研修	一般職員	1	3名
	法務応用研修	一般職員	1	1名
	採用5年未満職員の研修	一般職員	1	2名
	採用1年後研修	一般職員	1	6名
	新規採用職員研修	新規職員	1	4名
	監督者研修	係長職員	1	2名
	災害危機管理研修	係長職員	1	1名
	新任保育士研修	保育士	1	1名
	幼稚園教育課程研修	保育士	1	1名
	主任保育士研修	保育士	1	1名
	保育専門研修	保育士	1	1名
政策形成能力研修	政策形成研修（市民満足度）	一般職員	1	1名
	政策形成中級研修	一般職員	1	1名
	政策法務研修（解釈運用）	一般職員	1	2名
	いぶりトーク2014	一般職員	1	1名
対人能力研修	コミュニケーション能力研修	一般職員	1	3名
	プレゼンテーション能力研修	一般職員	1	1名
	折衝力・交渉力研修	一般職員	1	1名
	クレーム対応研修（町主催）	一般職員	1	14名
人事評価研修	評価者研修	管理職	1	28名
	目標設定研修	一般職員	1	69名

2 勤務成績の評定の状況（平成26年度）

評定の方法	評定者	評定結果の活用
人事評価制度	町長	人材育成

備考 地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。

職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

1 厚生制度の状況（平成26年度）

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断（嘱託職員含む）	109名
	総合健康診断	121名
	脳ドック健診	10名
	メンタルヘルスセミナー	0名
	若年層保健セミナー	3名
	いきいきヘルシーライフセミナー	1名
職員の元気回復に関すること	ウォーキング	30名

※ 福祉協会への公費負担等について

洞爺湖町は、道内の市町村職員の福祉の増進と生活の安定のため相互共済を図る「北海道市町村職員福祉協会」に加入しています。

この組織は、加入する市町村職員の掛金と公費からの支出により運営されています。平成26年度の洞爺湖町の公費の負担状況は下記のとおりです。

加入する互助会の名称	公費補助総額（率）	一人当たりの 交付負担額
北海道市町村職員福祉協会	396千円（50%）	2,623円

注 北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。

2 公務災害補償の状況

(1) 公務災害（平成26年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	1	1	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である（（2）において同じ）。

(2) 通勤災害（平成26年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		通勤災害 該当	通勤災害 非該当		
0	1	1	0	0	0

勤務条件に関する措置の要求の状況報告書

（平成26年度）

区 分	前年度末 現在未処 理件数	措 置 要 求 件 数	処 理 件 数	前年度末現 在未処理件 数に係る処 理 件 数	今年度の措 置要求件数 に係る処理 件 数	年 度 末 現 在 未 処 理 件 数
給 与	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
勤務時間	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
休 暇	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
そ の 他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

- 備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。
- 2 「措置要求件数」は、公平委員会に対して措置要求がなされたものすべて件数である。
- 3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれ1事案としている。

別記様式第9号（第3条関係）

不利益処分に関する不服申立ての状況報告書

（平成26年度）

区分	前年度末 現在未処 理件数	不服申立 て件数	処理件数	前年度末現 在未処理件 数に係る処 理件数	今年度の不 服申立て件 数に係る処 理件数	年度末現 在未処理 件数
分限処分	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
懲戒処分	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
転任	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

- 備考 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。
- 2 「不服申立て件数」は、公平委員会に対して不服申立てがなされたものすべて件数である。
- 3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれ1事案としている。